

※ 1-1-(3) 「環境教育」の定義（環境教育等促進法の定義と同じ。）  
「持続可能な社会の構築を目指して、家庭・学校・職場・その他のあらゆる場において環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習」をいう。  
※ 環境教育等促進法（平成15年法律第130号。この図で「法」という。）

# 新宮城県環境教育基本方針（素案）

## 1-1- (1) 環境教育の必要性

急速な経済発展、利便・効率性追求が自然環境に影響を与えていることを認識・理解する必要  
環境問題解決は生活上の意識を変革し、環境を理解し、守り、より良くする行動実践が必要  
いのちを軽視する出来事が発生。いのちを大切にすることを社会全体ではぐむ必要

県民自らが「持続可能な社会づくり」に向けた活動を自発的に進められるよう、人材育成、活動基盤整備、環境教育普及・啓発に積極的に取り組む必要

## 1-1- (2) 方針改定の趣旨・背景

H18.3改訂の環境教育基本方針  
・21世紀環境立国戦略(H19)  
・法改正（環境教育等促進法）(H23)  
・東日本大震災の発生(H23.3)  
・環境基本計画の改定(H28.3)

震災からの復興・復興による社会経済情勢の変化や法改正等を踏まえ、環境教育を効果的に推進

## 1-2 方針の位置づけ・性格

法に基づく環境教育推進の行動計画としての位置づけ  
環境基本条例18条に規定する「環境教育等の振興等」  
環境基本計画の基盤となる施策としての個別計画

## 2-4 計画期間

計画期間 ⇒ 10年  
※ 法第8条第1項に基づく行動計画としての計画期間

## 6 推進体制

1 行動計画の進捗状況と取組推進のための組織体制の整備  
2 国、市町村等との連携・協働  
3 行動計画についての評価・見直し

## 2-1 将来像

「持続可能な社会の実現に向けてすべての主体が行動する地域社会」  
(= 環境基本計画の将来像)  
⇒ あらゆる主体が日常生活や事業活動により生じる環境負荷を抑制することが持続可能な社会実現のために不可欠であることを理解し、環境配慮に自ら取り組み、行動する地域社会の形成を目指す。

## 3 現状と課題

- 1 人材育成・活用における現状と課題  
○教育現場におけるさらなる効果的な環境教育の実施  
○学校のニーズに応えられる環境教育講師の不足  
○ファシリテート・コーディネートのできる中核人材不足 等
- 2 環境教育施設等の充実にに向けた現状と課題  
○環境情報センターの認知度、体験型施設情報の不足 等
- 3 各主体・場の取組における現状と課題  
○主体や場、施設等の相互連携の不足  
○情報発信や交流機会の不足  
○環境配慮行動や環境保全活動のきっかけ・機会の確保  
○環境教育情報が分散化 等
- 4 自発的な環境保全活動の実践に向けた現状と課題  
○情報・時間的余裕、きっかけがなく行動・参加をためらう  
○自発的行動意思を芽生えさせる行動のきっかけの確保
- 5 環境教育の多様な課題への対応  
○エネルギー、3R、生物多様性等の課題への対応
- 6 環境教育プログラムの整備と体系化  
○各ライフステージでの環境教育プログラムの未整備  
○民間団体との協働不足 等
- 7 東日本大震災後の環境意識とその取組の変化  
○大震災に伴う環境への意識・関心・行動変化への対応 等
- 8 環境教育等促進法改正への対応  
○法改正の趣旨を踏まえた民間団体等との協働 等
- 9 NPO等民間団体との協働に関する現状と課題  
○環境関連団体の相互交流の機会の不足 等
- 10 改正前の基本方針における課題  
○環境問題の国際化や社会構造変化に伴う方針見直し  
○実現に至っていない事項の必要性と方向性検討 等

## 4 環境教育推進の基本的な方向性

環境保全活動は県民が自発的・具体的に行うもの  
⇒ 人材育成・活用、環境教育が行われる場の提供、情報提供等の推進により県民の環境保全活動を支援

人材の育成・活用  
学校教育の場における研修制度等の充実等  
社会教育の場における研修機会の提供  
知識や意欲に満ちた指導者の発掘・養成  
環境行政職員の研修の充実  
各分野の人材の情報交換・研修機会の提供

各主体・場の取組の推進  
「宮城県環境情報センター」の充実  
環境保全に関連する施設の活用・充実  
家庭に対する普及啓発、学習機会の提供  
地域に対する普及啓発、活動支援  
学校における推進方策  
・発達段階に応じた指導内容充実  
・横断的な学習活動の展開  
・体験活動や探求活動を重視した指導の推進  
・地域社会と連携した体験型学習の実施 等  
職場でのグリーン購入、環境EMS導入の促進  
県の役割  
・必要な情報や研修機会の提供  
・環境保全活動実践を促すための条件整備  
・県庁内組織間の連携・協働 等

民間団体等との協働促進  
関心から行動へと「つなぐ」ための取組推進  
・行動規範の確立  
・県民の想いを「きっかけ」につなぐ  
・環境保全の有益性を周知する 等

国際的視野での取り組み促進や多様な課題への対応  
環境教育プログラム整備・体系化の推進

## 5 推進施策

- 1 中核人材の発掘と育成  
・環境教育を実践する教職員を対象とする研修会の開催  
・民間団体の情報把握・中核人材の発掘  
・ファシリテート能力やコーディネート能力開発のための研修の充実
- 2 人材を活用した環境教育の推進  
・多様なニーズに対応した学校向け出前講座の制度充実  
・環境活動団体の周知及び人材活用のための仕組整備  
・民間団体の環境教育プログラム情報の収集・提供体制整備
- 3 中核的機能の強化  
・「環境情報センター」の環境学習支援体制・機能の充実、広報活動強化  
環境学習教室等の充実や環境教育資機材の導入  
民間団体への活動スペースの提供 等  
・効果的な環境教育推進のための相談対応、調整機能の充実
- 4 知事部局と教育委員会部局の連携による充実  
・学校等の環境教育ニーズが把握可能な体制の整備  
・県庁内組織が連携した各ライフステージでの環境教育プログラム・資機材に関する検討
- 5 民間団体等交流機会の確保  
・民間団体等の相互交流機会の確保、各主体の協働取組促進
- 6 情報の一元化・情報発信の強化  
・「みやぎ環境WEB」や情報冊子等による情報発信の強化  
・県庁組織内部や市町村との連携による情報発信の強化  
・体験型学習施設の情報に関する広報
- 7 活動促進の仕組み・制度の充実  
・「みやぎ行動宣言」による環境配慮行動の促進  
・再エネ・省エネ等環境配慮機器の導入支援  
・水素エネルギーの有用性や安全性理解促進  
・民間団体等への実践取組への助成  
・表彰制度の拡充、情報発信強化
- 8 普及啓発事業の実施  
・各主体と連携・協働した各種普及イベント、研修会等の開催  
・自然体験活動の場の法に基づく認定、周知
- 9 多様な課題への対応  
(1) 学校等におけるESDの取組推進  
(2) 地球温暖化対策、再生可能エネルギー等・省エネルギーの推進  
(3) 廃棄物等の3R推進  
(4) 自然環境及び生物多様性の保全  
(5) 騒音、大気・水質・土壌汚染、化学物質による健康リスク低減
- 10 財政基盤の整備  
・地域環境保全基金やみやぎ環境税の活用

## 2-2 環境教育の基本理念

- 1 環境問題を自らの問題としてとらえ、人間と環境とのかかわりを学ぶこと
- 2 環境がもたらす恵みといのちを大切に思う心をはぐむこと
- 3 自発的な環境活動を通じ、地域環境、ひいては地球環境をより良いものにしていくこと
- 4 多様な主体の連携・協働の下、環境のもたらす恵みを将来世代へ引き継いでいくこと

## 2-3 国の方針で掲げる人間像等

- 1 環境保全のために求められる人間像  
⇒ 自ら考え、公正に判断し、主体的に行動し、成果を導き出せる人間、知識を得て理解した内容を他者へ伝えられる人間 など
- 2 環境教育がはぐむべき能力  
⇒ 未来を創る能力、環境保全のための力 など
- 3 環境教育に求められる要素  
⇒ 実体験を通じた様々な経験をする機会を設ける、双方向型コミュニケーションにより「気づき」を引き出す など